

学生の流動化と支援体制

小林 雅之

(東京大学総合教育研究センター助教)

一 学生の流動化

学生の流動化は、編入学生、社会人学生、帰国子女、留学生など、従来の新規高卒入学者を中心とした大学生に対して、新しい形態の学生の移動を指すことばである。こうした流動化する学生は、従来の学生に対して、「非正規型学生」ということもある(金子元久「流動的知識社会と学位制度」大学評価・学位授与機構『学位研究』第一七号二〇〇三年)。このような言い方自体が新規高卒者を中心とした入学者がほとんどであるという日本の高等教育の特徴をあらわしていると言えよう。こうした編入学生や社会人学生や留学生などの流動する学生は、以前から存在して

いたが、ここ二〇年ほど前から、量的にも増大し、政府や大学に対して対応を迫ることになった。

学生の流動化は高等教育政策の上では、一九七〇年代には既に政策課題となっていた。一九七六年の第一次高等教育計画は、「高等教育システムの流動化」を政策課題として取り上げている。ここでは、高等教育システム全体や個別大学が流動化に対応したシステムになっていないことが指摘されている。これを受けて、その後の一連の高等教育計画や高等教育政策は、単位累積加算、編入学の促進など、流動化の具体的施策を推進してきた。

しかし、その後、学生の流動化の進展には長い時間がかかっている。例えば、編入学生について統計が取られたのは文部科学省「学校基本調査」では一九八三年からで、そ

の時の編入学者数は三九二五名で、これは同年の入学者の〇・九%にすぎない。これに対して、二〇〇五年には編入学者は一万五一六九名に増加しており、入学者の二・五%になっている。

以上のように、一口に流動化と言っても、留学生(日本に来る場合と日本から留学する場合がある)や帰国子女のような国際レベルのものもあれば、編入学や転学といった国内レベルのものもある。また、高等教育政策レベルの問題もあれば、個別高等教育機関レベルの問題もある。さらに言えば、流動化の促進が無条件に高等教育にとつて望ましいと言えるか否かも検討する必要がある。

私自身は、流動化は、それ自体高等教育の目的ではないと考えている。つまり、学生の流動化が増加することそれ自体は、高等教育の目的ではない。しかし、留学や編入学などを望む学生に対して、既存の高等教育システムや個別高等教育機関が十分に応えていないことは大きな問題と考えている。高等教育システムの課題の一つは、学生の進路変更に対応できることで、デッドエンドを減少させることである。しかも、こうした進路変更を望む学生は、高等教育のマス化さらにはユニヴァーサル化とグローバル化に従って学生層が多様化することで増加する。

国際的にみると、ドイツの大学では転学の自由が保障さ

れている。欧州委員会のソクラテス計画やアメリカの高等教育の編入学(トランスファー)システムなどは、学生の流動化に対応あるいは促進するための試みである。実際、アメリカのコミュニティ・カレッジに入学した学生の約三割は四年制大学へ編入学している(以下の数字はNCES, 2003, Conditions of Education による)。しかし、アメリカのトランスファー・システムを理解するためには、アメリカ高等教育の多様性に十分留意しなければならない。

アメリカ高等教育システムの中で、四年制大学とコミュニティ・カレッジの相違は、日本の四年制大学と短期大学・高等専門学校・専門学校と同じように考えてもそれほど誤りではない。しかし、コミュニティ・カレッジでは約三分の二はパート・タイム学生で占められている。このためコミュニティ・カレッジは二年制であるけれども、パート・タイム学生は卒業まで平均して三年半ほどかかっている。また、二五歳以上の成人学生も半数以上を占めている。この点は日本の短期高等教育機関とは全く異なっている。

このように、アメリカの学生層は多様である。日本の学生の大部分を占める高卒後直ちに進学する学生は伝統的學生(Traditional student)と呼ばれるが、彼らは大学院生を含めた学生全体の約四割を占めるにすぎない。アメリカの高等教育と日本を比較する時には、この点に十分注意する

必要がある。むしろ、こうした学生の多様性のために、学生の流動化や移動(mobility)に対応することが重要な課題となつていると言えるかもしれない。

このように、アメリカではコミュニティ・カレッジから四年制大学への編入学システムが整備され、オープン・アドミッションつまり学力を問わないコミュニティ・カレッジから四年制大学への編入学が制度化されている。このような外国の事例が、日本の高等教育にとって、無条件に望ましいと言つつもりはないが、参考にすることはできよう。日本の場合でも、学生の多様化と流動化の状況に対応することは、高等教育政策や個別大学の課題であろう。学生の進路変更を容易にすることは、高等教育システムの柔軟性を高める。さらに、その結果としてそうした対応が、流動化を促進することになるかもしれない。つまり、流動化は、高等教育の目的ではなく、結果としてみるべきであるというのが、私の考えである。

以上の議論から明らかなように、流動化に対しては、個別大学レベルの対応だけでなく、高等教育システム全体の問題として考える必要がある。しかし、高等教育システムレベルの施策としての編入学の促進、単位の包括認定制度などについては本誌の別の論文で扱われているので、ここではふれない。

ただ、一連の高等教育の流動化施策を振り返ってみると、より大きな問題は、流動化の施策が、高等教育システムの中でも高等教育機関への入り口のみ限定されてきたからいがあることである。確かに、社会人入試、帰国子女入試など入学者の選抜は多様化した。しかし、こうした選抜の結果として多様化した学生に対して、教育、学習、生活さらに卒業に対する支援には乏しいことが大きな問題として残されている。以下では、以上のような観点から、日本の大学における流動化とその支援について、考えていきたい。

二 流動化の支援

学生支援制度とりわけ学生への財政的な援助が学生の流動化を促進することは、大学関係者や研究者の間でも、広く認識されているとは言えない。しかし、入学金や授業料減免、あるいは大学独自の奨学金などの財政的な支援制度は流動化の促進に大きな影響を持つと考えられる。例えば、現在の日本の大学の入学金は約三〇万円で、この入学金が編入学などの流動化を阻害するバリアーになっているとみられる。とくに低所得層にとって負担は大きい。なお、この入学金は、日本独自のもので、韓国など一部の国以外にはみられない。また、その場合でも日本ほど高額ではない。

大学が独自に設置する奨学金をここでは大学独自奨学金と呼ぶことにする。この大学独自奨学金(institutional aid)は、近年、アメリカにおいて学生募集や学生獲得の手段として、広範に普及している。とりわけ、私立大学ではほとんどの大学が何らかの大学独自奨学金制度を持っている。公立大学でも次第に普及し始めている(この点について詳しくは、小林雅之・濱中義隆・鳥一則『学生援助制度の日本比較』文教協会研究成果報告書 二〇〇二年を参照願えば幸いである。)大学独自奨学金は、学生の経済的な負担を減少させることで、流動化にも大きな寄与をしていると考えられる。学費減免制度も同様の意味を持っている。学費免除は金額的には半額免除でもかなりの額になるため、奨学金と同じような効果を持つと考えられる。

さらに、財政的な学生援助だけでなく、それ以外の学生支援制度も流動化の促進に寄与している。先にふれたように、編入学者や社会人や留学生など、多様化した流動化する学生は、一般の学生とは、大きく異なる背景や特性を持つて入学してくる。こうした学生に対して、これまでとは異なる受け入れ態勢が必要とされる。具体的には、編入学者や進路変更希望者や留学生などに対するカウンセリングや学生相談、特別な授業やカリキュラム編成、教員の特別な手当、履修負担軽減措置などである。

別の見方をすれば、編入学や留学生などの学生の流動化を促進するためには、単に編入学生や留学生の受け入れを拡げるだけでは不十分である。カウンセリングや特別のカリキュラムなどの具体的な支援策がなければ、学生は学習や生活に困難を感じ、結果として長期的には流動化を阻害することになる可能性が高い。

現在では、日本の大学でも、こうした学生支援制度がある程度普及しているとみられる。しかし、こうした制度がどの程度普及しているのかは、個別の大学では把握していただけない。全国の大学の状況はほとんど明らかにされていない。日本学生支援機構が二〇〇五年に実施した「大学等における学生生活支援の実態調査」では、就職支援、学生相談、経済支援について詳しく調査されている。しかし、流動化する学生のみを対象としたものではない。そこで個別大学学部レベルの流動化支援について、私たちが実施した、初めての全国調査の結果から以下では具体的な例を紹介したい(詳しくは、吉川裕美子他「学生の流動化と学士課程教育」大学評価・学位授与機構『学位研究』第一八号 二〇〇四年を参照されたい)。

三 流動化に対する財政的支援状況

まず、入学金の減免措置については、国立大学では編入学者に対する減免設置を設けている学部が多い。これに対して私立大学では、同一・系列法人からの入学者や再入学者について減免措置をとっている学部が多い。さらに、留学生については、国公私立大学とも、協定校からの留学生について減免措置を設置している学部が多い。これに対して、制度的に設置されていない学部が多いのは、成人学生に対する減免措置である。

大学独自奨学金制度の設置状況については、私立大学では相対的に普及しているのに対して、国立大学では、あまりみられない（先にもふれた日本学生支援機構が二〇〇五年に実施した調査では、国立大学で約三割となっている。ただし、国立大学財務・経営センターが二〇〇六年一月に実施した調査では、国立大学のうち新設予定を含めて大学独自奨学金制度をもつのは約七割に達しており、法人化後に急速にこの制度が設置ないし新設あるいは予定されているとみられる。『国立大学法人の財務・経営の実態に関する全国調査 中間報告書』参照）。

留学生に関しては国立大学の中でも、大学独自の奨学金

制度を持つ学部もみられ、工夫をこらしている学部がある。例えば、次のような例がある。

・OBや退官した教官の寄付などを利用して、法学部独自にスカラシップを設け、留学生や海外に留学する日本学生の奨学金に充当している。これがインセンティブとなり、活発な留学が行われるようになっていく。これに対して、大学独自奨学金制度がほとんど設置されていないのは、再入学者や成人学生の場合である。とりわけ、国公私立大学では、再入学者や成人学生に対する大学独自奨学金制度を設置している学部は二〇〇三年の調査時点では皆無であった。

流動化を促進するもうひとつの大きな学生への財政援助制度は授業料の減免措置である。国公私立大学では、経済的困窮者や成績優秀者に対する授業料減免制度が最も普及している。これらに次いで、留学生や休学者に対する授業料減免制度を持つ学部が多くなっている。これに対して、私立大学では、留学生や休学者に対する授業料減免制度が最も多く、次いで、留学期中の在学者に対する授業料減免制度も設置されている学部が多い。

これらに比べると、再入学者や編入学者に対する授業料減免制度はほとんど設置されていない。とくに国公私立大学ではきわめて少なくなっている。

四 その他の流動化支援の体制

これまで学費免除や奨学金など学生に対する財政的な支援制度の設置状況をみてきた。財政的な支援制度を有している大学学部は比較的多くみられた。しかし、学生の流動化を促進する学生支援制度は財政的な制度だけに限られるわけではない。限られた予算や人員のなかで、多くの大学が学生の流動化のための方策を工夫している。ここでは、その他の学生支援制度として、カウンセリング、特別な授業・カリキュラム編成、教員の特別な手当、履修負担軽減措置の四つについてみていく。

全体的に見ると、カウンセリング制度を設置している学部は、国公私立大学を問わず、多い。これには、チューター制度なども含まれている。例えば、次のような例がある。

- ・留学生の学業や日常生活等に関する相談者として、一年間、留学生一人につき一〜三名の日本人学生がバディとして任命されます。

・カンバセーションパートナー制度（日本人学生による留学生への学習支援）

これに比べると、特別な授業編成など、その他の制度を設置している大学は国公私立大学とも少ない。その中でも、

編入学者に対して、特別な授業・カリキュラム編成や履修負担軽減措置をとっている学部が比較的多い。この例として例えば、次のようなものがあげられる。

- ・医学部医学科は、全ての科目が必須のため、学士編入生が入学以前に終了または開始された科目について、当該教官が補習、自主学習のための個別指導を行っている。

特別な授業・カリキュラム編成の例としては次のようなものがあげられる。

- ・編入学生に対して、単位認定を行った科目の一部（解剖学、生理学）では放課後に補習授業を開講している。また、空き時間を利用して単位認定した科目を自由に聴講することを認めている。

- ・特別な教員の手当の例としては次のようなものがある。
- ・クラス担任とは別に留学生担当教員を配置
- ・留学生が多い国の教員採用

- ・履修上の負担軽減措置としては次のような例がある。
- ・二年次後期から開講し、三年次前学期で終了する科目については、後半部分を履修し、前半部分については、補講あるいはレポート等の処置をとっている。

その他の留学生や編入学生への支援策としては、財政的な支出をそれほどかけず、創意工夫で対応している例が注

目される。例えば、次のようなものがある。

- ・留学生にパソコン、電化製品、自転車などの貸出
- ・入国管理局の在留期間の更新手続きなどの取次申請
- ・留学生が市役所や銀行での手続きをする際の協力
- ・買い物をする場所や大学周辺の地理などの案内
- ・学生間の交流や、日本文化理解を深めるための行事
(例 バスハイク、ウエルカムパーティー等)を計画し、仲間作り、日本を知る支援
- ・アパートの安価な斡旋
- ・連帯保証人制度(アパート等の賃貸借契約時の連帯保証)
- ・留学生には、独自の奨学金の開設、企業奨学金の依頼、企業の所有する独自寮の使用許可依頼などの支援
- ・留学生に対するアルバイトの斡旋
- ・二次編入学者に対し、入学手続き終了後に順次一、二次のシラバスを送付し、事前に案内
- ・留学生に対する支援策は多岐にわたっているが、単に留学生を支援するだけでなく、「留学生と地域交流の促進の支援(町、市民祭り参加等)」等、相互交流を促進するような活動を行っている大学学部もあることが注目される。
- しかし、他方で、他の学生と編入学生や留学生と全く差を付けないポリシーを持っている大学学部も少なくない。

しかし、ここでは紙幅の関連で具体的な紹介はしないが、大学の限られた予算と人員では、流動化支援に関する問題は山積している。例えば、留学生について、高等教育制度の相違から発生する単位認定や履修上の問題点があげられる。しかも現在の問題点と課題について、大学内の問題だけでなく、行政やさらに社会全体にかかわる問題点も多い。編入学者の資格取得など日本人学生に関するものも少なくないが、とりわけ、留学生については、在留資格など制度上の課題が多い。さらに、留学生と大学外の社会とのトラブルは、文化や価値観の相違によるもので、問題の根は深く、解決が困難な問題である。

これらの問題に対しては、単なる個別高等教育機関だけでは解決は困難で、留学生に対する国の受け入れ体制の充実や留学生あるいは編入学者や社会人学生に対する社会の理解の促進など、高等教育システムレベルでの支援さらには入国管理など文教行政をこえた対応が求められていると言えよう。こうした点については、調査の自由回答の中にも多くの意見が表明されていた。

また、流動化の促進は一方で望ましいことであり、大学や社会にとつてきわめて好結果を生んでいることも調査結果から確かであるが、他方では、留学生と日本人学生の摩擦など、流動化によって新しい問題が生じている。しかも、

こうした大学では組織的な取組は行われていないとみられる。

五 流動化支援の今後の課題

流動化を支援するための大学の体制についてみてきた。学生の流動性を促進するための学生支援制度として、財政的な支援やカウンセリングは比較的普及しているものの、その他の特別な措置はあまりとられていない。特に、留学生に対する支援に比べると編入学者や成人学生あるいは進路変更希望者に対する支援は流動化の促進のために必要であろう。また、財政的な支援だけでなく、特別な授業・カリキュラム編成や教員の特別な手当などをもっと実施される必要がある。

さらに、留学生のための支援の中心となる組織として、あるいは留学生のたまり場として国際交流センターや留学生センターあるいは国際交流室などは多くの大学学部で設置されている。こうしたセンターは流動化の促進にきわめて重要な役割を果たしていると考えられる。留学生だけでなく、社会人学生や編入学生などの学生支援のための体制(センター、委員会など)をいかに組織化し活動していくかは今後重要な課題であろう。

こうした問題が、制度の不備や財政的な制約などに起因しているとしても、今日の経済状況や財政状況では、個別大学レベルでは、こうした状況を好転させることはきわめて難しい。

しかし、こうした困難な状況の中で、大学学部自身の創意工夫によって、少しでも改善に取り組み積極的な例も多数みられる。学生の流動化の障害を乗り越え、さらには学生の流動化を促進することによって生じたトラブルを解決していくためには、こうした積極的な事例を良い例(good practice)として参考にして、自大学や学部に取り入れていくとすると大学学部自身の積極的な姿勢が何より求められていると言えよう。ことに、個別大学レベルでは、社会人入試や編入学試験、留学生入試などのように、入り口だけ変えている場合が多いが、入学後は特別な支援や措置が少なく、さらなる創意工夫が必要である。

こうした困難な状況の中で、流動化の促進とその支援は、ゆつくりとしかし着実に進展しているということが言えよう。